

社会福祉法人 仁尾福社会
役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、役員（理事、監事）（以下「役員」という。）の報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、各人に支給する。又、別途賞与の支給は行わない。

2 常勤の理事には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 職員兼務理事 0円

3 前項に該当する役員が法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事長 1箇月 50,000円

(週1回程度定期的に決裁業務、対外業務に携わった場合)

(2) 非常勤理事 0円

(3) 非常勤監事 0円

4 報酬額は、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第2条の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月21日（当日が土・日曜日又は祝日等の場合はその前日）に金融機関の口座へ振り込む方法により支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

附 則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。